

特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律施行規則の一部を改正する省令について

令和 4 年 6 月
環境省自然環境局

1. 改正の趣旨

「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律」（平成 16 年法律第 78 号。以下「法」という。）は、生態系等に係る被害を及ぼし、又は及ぼすおそれがあるとして政令で定める外来生物（以下「特定外来生物」という。）の飼養、栽培、保管又は運搬、輸入その他の取扱いについて規制するとともに、特定外来生物が付着し、又は混入した輸入品等の検査に係る規定等が置かれている。

今般、第 208 回国会において特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律の一部を改正する法律（令和 4 年法律第 42 号。以下「改正法」という。）が成立した。改正法附則第 1 条第 2 号に掲げる規定（土地への立入り等の権限の拡充及び輸入品の検査等の権限の強化）は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日に施行されることとされているところ、これらの規定の施行に向けて所要の規定の整備を行うため及び関係法令の改正に伴う所要の規定の整備を行うため、特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律施行規則（平成 17 年農林水産省・環境省令第 2 号。以下「施行規則」という。）を改正する。

2. 改正の内容

- (1) 改正法による法第 13 条第 1 項の新設に伴う改正（施行規則第 17 条、第 36 条第 5 号及び様式第 4 関係）

施行規則第 17 条において定める証明書について、現行法上改正前の第 13 条第 1 項（改正法による改正後の法（以下「新法」という。）同条第 2 項）の規定による立入り等に係る証明書の様式を定めているところ、同様式が新法第 13 条第 1 項の規定による立入り等においても使用できるよう対象に主務大臣等が委任した者を含められるよう「官職」を「職名」にする等の所要の改正を行う。

加えて、法第 29 条の 2 に基づき施行規則第 36 条において規定する主務大臣から地方支分部局の長に委任する権限に、新法第 13 条第 1 項の規定による権限を追加する。なお、現行の法第 13 条第 1 項（新法第 13 条第 2 項）の規定による権限と同様に、主務大臣が自ら新法第 13 条第 1 項の規定による権限を行使することは妨げないこととする。

- (2) 法第 24 条の 2 第 2 項の改正に伴う消毒・廃棄証明書等の改正（施行規則第 29 条の 2、第 29 条の 4、様式第 5 及び様式第 6）

改正法により、法第 24 条の 2 第 2 項に基づく消毒・廃棄の対象は、輸入品及びその容器包装（以下「輸入品等」という。）だけではなく、輸入品等の所在する土地又は施設にも拡大した。これを踏まえて、施行規則第 29 条の 2、第 29 条の 4、様式第 5 及び様式第 6 においてもそれぞれ消毒・廃棄の対象拡大を反映するための所要の改正を行うこととする。

(3) 地方支分部局の長の委任権限の拡充（施行規則第 36 条）

主務大臣による防除は地方支分部局の職員により実施される場合が多いことから、現行の法第 13 条第 1 項（新法第 13 条第 2 項）や新法第 13 条第 1 項の権限は施行規則第 36 条に基づき、地方支分部局の長に委任されることにより、その場の状況に合わせて円滑に防除を実施することが可能となっている。

しかしながら、現行の施行規則第 36 条において規定する主務大臣から地方支分部局の長に委任する権限に法第 11 条第 1 項の規定による防除の実施に係る権限は含まれておらず、防除を実施する者が地方支分部局の職員であっても、常に主務大臣の権限に基づいてしか防除を実施できない。法第 11 条第 2 項の規定による主務大臣の公示は、全国的な国の防除の方針に沿って行うべきものであることから、当該公示に係る権限は主務大臣のみが権限を有するべきものである一方、既に公示された内容に沿って法第 11 条第 1 項の規定による防除を実施する権限を地方支分部局の長に認めてはならない特段の事情はなく、現場の状況に応じて円滑に防除を実施するためには防除の実施の権限に限り地方支分部局の長にも権限を付与することが必要である。

このため、法第 11 条第 1 項の規定による防除の実施に係る権限については、主務大臣は自ら当該権限を行うことは妨げないものとした上で、地方支分部局の長に委任する権限に追加することとする。

(4) 食品衛生法の一部改正に伴う規定の整備（施行規則第 2 条第 18 号関係）

食品衛生法の一部を改正する法律（平成 30 年法律第 46 号）による改正に伴う食品衛生法（昭和 22 年法律第 233 号）第 52 条の条ずれに伴い、施行規則第 2 条第 18 号中「食品衛生法第五十二条第一項」を「食品衛生法第五十五条第一項」に改める。

3. 今後の予定

施行：令和 4 年 7 月 1 日（改正法の一部施行の日）